

○東京藝術大学大学美術館規則

〔平成10年4月16日
制 定〕

改正 平成13年3月26日 平成17年3月28日
平成25年10月24日 令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 美術館は、学内共同教育研究施設として次の各号に掲げる研究、教育並びに美術館活動の推進に資することを目的とする。

- (1) 所蔵芸術資料（以下「所蔵品」という。）の調査、収集、保存及び管理に関すること
- (2) 所蔵品の展示公開に関すること
- (3) 本学の教育研究の展示公開に関すること
- (4) 所蔵品を活用した教育研究活動に関すること
- (5) 学内外の諸機関と連携した教育活動及び社会共創活動に関すること

(運営委員会)

第3条 美術館の企画・運営に関する重要事項を審議するため美術館に運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(特別展企画会議)

第3条の2 美術館の特別展等を企画するため、特別展企画会議を置く。

2 特別展企画会議に関する規則は、別に定める。

(研究組織)

第4条 美術館に研究室を置く。

2 研究室の組織及び運営については、別に定める。

(評議員会)

第5条 美術館の運営について広く意見を求めるため、美術館に評議員会を置く。

2 評議員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか美術館の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。